

事務連絡
令和8年1月6日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

厚生労働省保険局国民健康保険課
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における
取組について（再周知）

国民健康保険料（税）（以下「保険料」という。）の外国人滞納者に係る取扱いにつきましては、令和7年8月8日付け厚労省保険局国民健康保険課事務連絡「国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における取組について（周知）」において、保険料の悪質な外国人滞納者に係る協力要請制度（以下「協力要請制度」という。）について周知するとともに、活用のご検討を依頼させていただいたところです。

前回周知でもお伝えしたとおり、令和9年6月に向けて、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて、出入国在留管理庁が在留資格審査のために、本人の同意を得た上で、外国人に係る保険料の納付情報を入手することができる仕組みを構築する予定ですが、当該仕組みを開始するまでの間は、これまでの協力要請制度を活用して適切な保険料収納に努めていただきたく、まだ活用していない地方公共団体におかれましても、協力要請制度の活用のご検討を重ねてお願いいたします。つきましては、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に再周知をお願いいたします。

あわせて、協力要請制度の概要や運用の開始に当たっては別添をご確認のうえ、管轄の地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る試行的な取組に関して

1 概要

- ① 各地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局（以下「地方出入国在留管理官署」という。）と地方公共団体との間における、国民健康保険料（税）（以下「保険料」という。）の滞納者に係る協力要請制度（以下「協力要請制度」という。）を試行します。
- ② 協力要請制度の構築について両者で合意した後、地方公共団体は、保険料の徴収のため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、保険料の滞納者の中で、悪質な滞納者と判断した外国人について地方出入国在留管理官署へ情報共有し、地方出入国在留管理官署は当該外国人が在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請（以下「在留申請」という。）に及んだ際に、各地方公共団体から保険料を納付したことを示す資料（以下「納付証明書」という。）を入手の上、提出するよう求めます。
- ③ 地方出入国在留管理官署においては、納付証明書の提出がない場合、原則として在留申請を不許可とします。

2 協力要請制度の構築方法

各地方公共団体を管轄する地方出入国在留管理官署（<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.htm>）と事前の調整を行った上で、地方公共団体から地方出入国在留管理官署へ「通知文書」を提出していただきます。「通知文書」のひな形については、上記調整の際に、各地方出入国在留管理官署から共有いたします。

3 入管へ情報共有する「悪質な滞納者」の要件の例

- ▶ 納付期限から1年を経過する滞納があること
- ▶ 単に督促状等を送付するだけにとどまらず、財産調査や差し押さえなど積極的な滞納処分を十分に尽くしてもなお回収が不能であること
- ▶ 滞納していることに正当な理由がないこと
- ▶ その他各地方出入国在留管理官署から個別に指定する要件 等

4 注意点

- ▷ 本協力要請制度は試行的に導入するためのものであり、今後、運用状況を踏まえ、変更・廃止する可能性があります。
- ▷ 外国人の方の保険料の滞納に係る配慮の可否や「悪質な滞納者」であること（上記3に該当すること）の判断は、地方公共団体側で行っていただく必要があります。
- ▷ 情報提供を行うにあたり、各地方公共団体の個人情報保護条例など法令面での問題がないことを十分確認してください。
- ▷ 情報提供を行った外国人滞納者に関する各地方出入国在留管理官署からの照会には協力してください。
- ▷ 情報提供を行った後に、外国人滞納者が、「悪質な滞納者」に該当しなくなったなど、事情の変更がある場合には、地方出入国在留管理官署に対して速やかに情報提供してください。

本取組は、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（令和2年7月14日付け外国人材の受入れ・共生に関する関係閣議会議決定）に関連するものです。